

## 確認事項(3)

次の案件に関する公告の変更、設計図書に対する質問・回答書及び修正事項等は、1から3のとおりです。

令和7年1月15日

公益財団法人広島県下水道公社 理事長 上 仲 孝 昌

調達件名	太田川流域下水道東部浄化センターで使用する電気
入札方式	一般競争入札（事前審査型）
公告日又は指名通知日	令和6年12月12日
入札日時	令和7年1月23日 午前10時
開札日時	入札終了後

1 公告変更

0件

2 設計図書に対する質問・回答書（別紙）

1件

3 修正事項等

0件

太田川流域下水道東部浄化センターで使用する電気に関する質問・回答 (2)

令和7年1月15日

	質 問 内 容	回 答
1	<p>提出する書類の日付は提出日でよろしいでしょうか。また、入札書の日付のご指定（例：開札日）等はございますか。</p>	<p>・提出書類の日付は、提出日をお願いします。                      ・入札書に記載する日付は、入札会場に直接持参する場合は入札日（令和7年1月23日）とし、郵送等による場合は入札書の作成日となります。                      （「入札説明書」5 入札書及び入札付属書の提出方法（2））</p>
2	<p>自家発補給電力の契約はありますか。ある場合、弊社都合となりますが、弊社が使用している CIS には自家発補給契約の項目がなく自家発補給契約で契約がおこなえません。自家発補給契約を解約し全量で契約することは可能であれば入札参加ができるのですが、必ずしも自家発補給契約としてではないと入札参加できないでしょうか。</p>	<p>自家発補給電力の契約はありません。</p>
3	<p>切替時に契約電力が 500kW 以上の協議制契約に変更になる場合、別途手続きが必要となり必要書類の提出と切替までに追加日数をいただきます。また現在の契約電力が 500kW 以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出して頂きますが可能でしょうか。（頂きました根拠が不十分だった場合、ご希望に沿えない可能性がございます。）</p>	<p>仕様書のとおり、<u>契約電力は 3,200kW</u> であり、変更する予定はありません。</p>

	質 問 内 容	回 答
4	弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。	了承します。
5	請求書発行について、弊社では毎月7営業日頃の発送となっておりますがご了承いただけますでしょうか。	了承します。
6	送電開始日は計量日と同日でしょうか。相違している場合、弊社と契約後の計量日は毎月1日となる可能性がございます。ご了承いただけますでしょうか。	仕様書のとおり、送電開始日は令和7年4月1日で、検針日は <u>原則毎月1日</u> としておりますが、契約書(案)第7条のとおり、「毎月の電力量の計量日は、 <u>発注者・受注者が協議の上、各月ごとに定めるもの</u> 」としております。
7	計量日が1日以外の場合は、年間の請求が13回、かつ供給最終月のご請求が翌月、翌々月の2回に分割されます。また料金の算定期間は計量日から計量日の前日となりますが、ご了承いただけますでしょうか。	料金の算定期間については、契約書(案)第9条第1項のとおり、「 <u>前月の計量日の翌日から当月の計量日まで</u> 」としております。
8	電気料金の計算は需要場所単位に行います。需要場所に会計主体の異なるテナント等があっても、電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんが、よろしいでしょうか。	会計主体の異なるテナント等はありません。

	質 問 内 容	回 答
9	電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。（1枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんでしょうか）	お見込みのとおりです。 （複数から支払うことはありません。）
10	請求時の基本料金の算定方法について、弊社では、 （基本料金単価×契約電力）＋力率割引・割増相当額 となりますがよろしいでしょうか。	異存ありません。
11	自動検針装置はついていますか。未設置の場合供給開始までに日数を要します。落札後に未設置が発覚した場合開始申込の希望開始ができない可能性もございますのでご注意ください。	自動検針装置は設置済みです。
12	仮に弊社が落札した場合、契約書の内容について協議いただくことは可能ですでしょうか。	契約書（案）第8条及び第9条の注意書きについて、協議することとしています。
13	入札書と入札金額内訳書について、割印、ホッチキス止めなど指定はありますでしょうか。	入札説明書5（2）のとおり、「入札書及び入札付属書（以下「入札書等」という。）は、左上をホッチキス止めし、すべてのページに割印を押すこと」としています。

	質 問 内 容	回 答
14	入札書と内訳書およびその他提出書類について、Excel もしくは Word データでいただくことは可能でしょうか。不可の場合、任意様式で作成しても良いですか。	入札書及び入札付属書は、公社ホームページに Excel で掲載していますが、 <u>セキュリティーの関係などでダウンロードできない場合は、別途送信することは可能です。</u>
15	弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額（電源調達調整単価）を算出することは可能でしょうか。	可能ですが、No. 16 の回答にご留意ください。
16	当該エリアを管轄する電力会社において、燃料費等調整単価の算定方法が変更となる場合、落札時の算定方法ではなく、送電開始時の算定方法を採用するという認識でよろしいでしょうか。	落札時と送電開始時の算定方法（算定諸元）は同一であることとしています。 入札説明書の補足（令和 7 年 1 月 8 日付け）のとおり、「 <u>入札付属書に記載された「燃料費等調整額」の積算に用いた算定諸元が契約期間中に適用されることに留意してください。</u> 」
17	燃料費調整額が発生しない（請求を行わない）料金制度での提案、契約締結は可能ですか。	異存ありません。 ただし、No. 16 の回答にご留意ください。

	質 問 内 容	回 答
18	<p>落札業者は開札日に決定いたしますでしょうか。開札日に確認ができない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください。</p>	<p>基本的には、開札日（R7.1.23）に決定します。ただし、郵送による再度入札の実施など、翌日以降になる場合もありますので、ご理解ください。</p>
19	<p>入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金（燃料費等調整額がある場合はそれを含む）は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。</p>	<p>入札説明書7（8）のとおり、「基本料金単価、電力量料金単価、燃料費等調整単価及びその他必要な料金単価には、1円未満の端数（小数点以下第2位まで）を含むことができる。ただし、各月の基本料金及び電力量料金等（電力量料金、燃料費等調整額、再エネ賦課金及びその他必要な料金の合計）の合計額である「月額合計」欄に1円未満の端数があるときは、その全てを切り捨てるものとする。」こととしています。</p> <p>また、契約単価については、契約書（案）の別表のとおり、消費税額及び地方消費税額を含む額としています。</p>
20	<p>当該地域を管轄する旧一般電気事業者が定める約款等の変更、経済情勢の変動、天変地異、法令の制定または改廃その他著しい状況の変化等があった場合に契約単価変更の協議に応じていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>契約書（案）第2条第2項のとおり、「受注者の発電費用等の変動により基本料金及び電力量料金の単価の改定を必要とするときは、発注者・受注者が協議の上、これを改定できるものとする。」こととしています。</p>

	質 問 内 容	回 答
21	入札金額算定における燃料費等調整単価について、令和6年12月分の実績または令和6年12月使用分の実績どちらを採用すればよろしいでしょうか。	入札金額算定における燃料費等調整単価については、 <u>令和6年12月1日から12月31日までの使用期間</u> を基礎に算定してください。
22	入札付属書 基本料金および電力量料金、燃料費等調整額の小計の端数処理について、小数点第三位以下を切り捨てるという認識でよろしいでしょうか。	入札説明書7(8)のとおり、「基本料金単価、電力量料金単価、燃料費等調整単価及びその他必要な料金単価には、1円未満の端数（ <u>小数点以下第2位まで</u> ）を含むことができる。ただし、各月の基本料金及び電力量料金等（電力量料金、燃料費等調整額、再エネ賦課金及びその他必要な料金の合計）の合計額である「月額合計」欄に1円未満の端数があるときは、その全てを切り捨てるものとする。」こととしています。
23	入札付属書の数式を適宜修正し使用してもよろしいでしょうか。	構いません。
24	複数需要場所の合算請求書の発行は対応できかねますがご了承いただけますでしょうか。	複数需要場所の需給はありません。